ぶんと 運営方針

~ ひと・地域が輝く"文化都市"を目指して ~

当協会は、法人設立の目的に沿い、『創造性を育むふれあい豊かな文化交流のまちづくり』を目標に、伊賀市文化会館ほか3つの文化ホールを中心として、様々な文化や芸術に接する機会の提供、関係団体との連携や文化芸術活動への支援など諸事業を展開し、文化芸術の普及、振興に取り組んでいます。また、市が設置する文化財施設や体育施設等の公の施設の効果的な管理運営を合わせて行うなど、公益事業の推進に努めています。

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する重要な役割を果たすものであるとされ、「文化芸術基本法(文化芸術振興基本法を改正)」(平成29年6月23日施行)では、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野の施策との有機的な連携によって、文化・芸術により生み出された様々な価値を地域の発展・創造に活用することが求められています。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年6月27日施行)において、文化ホールは、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っているとされています。

社会からは、これら文化芸術の役割や文化ホールの機能を十分に発揮することが期待されており、今後においても、心豊かな活力ある地域社会の形成にとって極めて重要な意義を変わることなく持ち続けるものと確信しています。

こうしたことを受け、伊賀市においても、ひと・まちを育む文化芸術の振興に関し、概ね 今後10年を目途に伊賀市が目指す理念と施策の方向性を明確にし、これを効果的に推進す るための基本的な指針を掲げた「伊賀市文化振興ビジョン(以下、ビジョン)」を令和元年 7月に策定、12月には、「ビジョン」に基づく基本理念や基本方針、市民や地域、市、事業 者、公益文化団体の役割など、伊賀市の文化芸術の振興に関する施策の基本的事項を定めた 「伊賀市文化振興条例」が制定され、施行されたところであり、その中で当協会は、文化芸 術の振興に総合的、継続的に取り組む専門組織として位置づけられています。

当協会は、そうした役割を担う使命感を持ちながら、地域や市民から信頼される財団を目指し、引き続き努力を続けてまいります。

令和2年度 事業活動の方針

~ 文化振興ビジョンの実践に向けて ~ 「文化がつなぐ まちづくり」の更なる推進へ

令和2年度、当協会は、文化芸術の振興を牽引する専門組織として、「ビジョン」の理念、 基本方針を踏まえ、文化ホールを拠点として優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、人材の育成、文化芸術活動への支援をはじめ多様な文化まちづくり事業を実施し、当該ビジョンの実 践に向け更なる文化芸術の普及、振興に取り組みます。

また、文化芸術を通じ、地域の活性化等に取り組む実行組織などへの参画、関係機関・団体との連携、地域や市民との協働をより一層推進しながら、文化財施設等を中心に広範な文化的資源や営みとの連携・融合等により、文化芸術の暮らしの中への浸透を図るとともに、まちの魅力の発信、観光や地域産業の振興、中心市街地の活性化など地域課題の解決に向けた「文化がつなぐまちづくり(文化まちづくり)」の推進に取り組んでまいります。

公益財団法人 伊賀市文化都市協会